

令和5年度第12回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年3月11日（月）午後1時40分 から 午後3時20分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（20人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		21番	高島	敏男
		23番	瀬端	洋

4、欠席委員

		19番	永井	尚子
		24番	坂入	進

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 68 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 69 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 70 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第 71 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 72 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 73 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第 74 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について

4、報告

- 報告第 60 号 農地法第3条の規定による公売の許可報告について
- 報告第 61 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 62 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 63 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 64 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第 65 号 非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議 長

只今より、令和5年度第12回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、20名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、24番 坂入委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、9番 國府田委員と10番 秋山委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第68号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号12番と21番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号12番は、12番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時43分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
山本主事

それでは、山本主事よりご説明を申し上げます。

議案第68号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年3月11日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。それでは、5ページをお願いいたします。

番号：12番、権利：所有権移転有償、所在：向上野字谷口下、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1,423㎡、外1筆、合計2筆、豪計面積2,255㎡、譲渡人又は貸主：筑西市向上野、譲受人又は借主：筑西市赤浜、経営面積、渡人：787㎡、受人：901,955.44㎡、受人の労力総数及び稼働数1、1。以上となります。ご審議よろしく願います。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号12番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

7番、齊藤が12番についてご報告いたします。

先月末に書類の確認とその後、両者に話を聞きました。こちらは、以前から受人が耕作していた土地で、渡人より買ってほしいとの願出があり売買となる

そうです。受人は、地域の担い手であり規模拡大をしております。許可相当と
思われますが、皆様の更なるご審議、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた
します。

議案第 68 号、受付番号 12 番を採決いたします。

議案第 68 号、受付番号 12 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙
手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 68 号、受付番号 12 番は原案どおり許可することに、
決しました。

ここで、12 番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後 1 時 47 分 解除

つづきまして、受付番号 21 番は、14 番議席 宮崎委員が関係者となっており
ますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 1 時 48 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 同じく、山本主事よりご説明申し上げます。

山本主事 つづきまして、7 ページをお願いいたします。

21 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字今宿、田、田、1,253 m²、外 1 筆、合計 2
筆、合計面積 1,986 m²、桜川市大国玉、筑西市藤ヶ谷、1,986 m²、326,185.07
m²、1、1。以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局より説明がありました。
受付番号 21 番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島和子 3 番、栗島です。

委 員 先月の 26 日に書類審査を行いました。申請地は、受人が渡人より以前から借

りて耕作していましたが、渡人が高齢で、これからの耕作が難しいため、今回の売買に至ったそうです。問題ないかと思われませんが、更なる皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 68 号、受付番号 21 番を採決いたします。

議案第 68 号、受付番号 21 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 68 号、受付番号 21 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、14 番議席 宮崎委員の除斥を解きます。

午後 1 時 50 分 解除

つづいて、受付番号 1 番と 3 番から 11 番及び、13 番から 20 番、22 番から 26 番について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、同じく山本主事よりご説明申し上げます。

山本主事 それでは、2 ページをお願いいたします。

1 番、所有権移転無償、久地楽字谷本、畑、畑、130 m²、筑西市久地楽、筑西市久地楽、8,435 m²、5,440 m²、1、1。なお、こちらの申請に関して、譲受人単独による申請で取下願が提出されております。

番号 2 番は保留となります。

3 番、所有権移転有償、向川澄字稻荷下、田、田、637 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 5,032.49 m²、筑西市向川澄、筑西市向川澄、4,219 m²、18,662.43 m²、5、5。

4 番、所有権移転有償、門井字禅門、畑、畑、881 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、17,650 m²、158,254 m²、3、1。

5 番、所有権移転有償、桑山字拾六番耕地、畑、畑、980 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 3,917 m²、筑西市桑山、筑西市桑山、12,221.32 m²、28,704 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

6番、所有権移転無償、寺上野字町田、田、田、1828 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 2,092 m²、筑西市寺上野、筑西市海老ヶ島、264 m²、0m、1、1。

7番、所有権移転無償、蓬田字東原、畑、畑、418 m²、桜川市岩瀬、418 m²、1,631 m²、1、1。

8番、所有権移転有償、布川字天神、畑、畑、355 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 760 m²、結城市大字久保田、筑西市船玉、760 m²、330,287.57 m²、3、3。

9番、所有権移転無償、桑山字拾四番耕地、田、田、953 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 1,932 m²、つくば市北条、筑西市桑山、0 m²、1,727 m²、1、1。

10番、所有権移転有償、栗島字岡、畑、畑、18 m²、筑西市栗島、千葉県四街道市栗山、2,561 m²、2,574 m²、2、1。

11番、所有権移転無償、下江連字新田、山林、畑、1114 m²、筑西市小川、筑西市小川、16,664 m²、16,664 m²、2、2。

13番、所有権移転有償、下星谷字沖田、田、田、1383 m²、筑西市下郷谷、筑西市下郷谷、1,383 m²、8,011 m²、3、3。

次のページをお願いいたします。

14番、所有権移転有償、井出蛭沢字小田塚、田、田、1547 m²、筑西市一本松、筑西市井出蛭沢、1,547 m²、18,465.61 m²、3、3。

15番、所有権移転有償、桑山字壺番耕地、畑、畑、1004 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 2,009 m²、筑西市桑山、筑西市猫島、25,247 m²、8,663 m²、2、2。

16番、所有権移転有償、桑山字壺番耕地、畑、畑、991 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 1,982 m²、筑西市猫島、筑西市桑山、8,663 m²、25,247 m²、4、4。

17番、所有権移転有償、中館字富士東、畑、畑、353 m²、筑西市折本、筑西市中館、5,642 m²、4,774 m²、2、1。

18番、所有権移転有償、中館字富士東、原野、畑、142 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 313 m²、筑西市中館、筑西市中館、3,273 m²、4,774 m²、2、1。

19番、所有権移転有償、成田字高堤、田、田、667 m²、筑西市成田、筑西市直井、5,724 m²、627 m²、2、1。

20番、所有権移転有償、一本松字八幡台、畑、畑、499 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 552 m²、栃木県小山市大字萩島、筑西市一本松、552 m²、0m、2、1。

次のページをお願いいたします。

22番、所有権移転有償、宮後字赤浄地、畑、畑、470 m²、筑西市丙、つくば市二の宮、354,741.31 m²、105,711.9 m²、2、2。

23番、所有権移転有償、八田字神嶺、田、田、1125 m²、筑西市羽方、筑西市落合、1,125 m²、354,839 m²、3、3。

24番、所有権移転有償、辻字石島、田、田、946 m²、筑西市黒子、筑西市辻、2,047 m²、228,163.57 m²、3、3。

25番、賃貸借権、下野殿字西原、畑、畑、1019㎡、筑西市野殿、下妻市鬼怒、1,019㎡、873㎡、1、1。

26番、地上権、辻字西原、畑、畑、4596.8㎡、外1筆、合計2筆、合計面積4656.8㎡、筑西市関本下、東京都中央区新川一丁目、25,690㎡。以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願ひします。

稲見
くに子
委 員

8番、稲見です。
1番の案件についてご報告いたします。この案件は、以前より保留となっていました。今回、受人による取下願を受理して、取下げてよいかどうかをご審議いただきたいと思ひます。また渡人は亡くなっており、願出はありませんので、一方の取下げであることから、渡人による申請は却下としてよろしいか、皆様の判断をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

3番をお願ひします。

岩淵進
委 員

6番の岩淵です。
3番の案件を報告します。先月27日、書類審査を行いました。後日、渡人受人双方に電話で申請内容の確認を行いました。渡人と受人は、同じ集落で、経営拡大を図りたい受人と規模縮小したい渡人双方の思惑が一致して、今回の契約になったそうです。書類に不備もなく許可相当と思われそうですが、皆様方の更なる審議をお願ひいたします。以上です。

議 長

4番をお願ひします。

稲見
くに子
委 員

8番、稲見です。
4番と14番について報告いたします。まず4番ですが、2月27日、書類審査を行い、後日、受人渡人に電話確認をいたしました。この土地は、受人と渡人の親が交換して、名義を変更せずにそのままにしていたとのことで、受人と渡人が話をして、きちんとしたいということで、申請になったとのことです。書類に不備もなく許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご審議、お願ひいたします。続いて14番について報告いたします。2月27日、書類審査を行い、後日、電話確認をいたしました。受人は、地域の大規模農家です。この土地は、受人が以前より耕作していたそうです。渡人は遠方にいるので耕作できないとのことで、売買の話になったとのことです。書類に不備もなく許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長

5番をお願ひします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が報告します。

5番と9番、13番、次に15番、16番です。2月27日に書類審査後、それぞれの方に電話をかけて確認しました。まず5番ですが、今回のこの申請土地は、種苗会社の圃場として受人が渡人から長く借りていた土地であります。今回、渡人の方から受人に買ってもらえないかということで申出がありましたので、買うことになりましたというこの話でした。次に9番です。渡人は高齢者であって、貸している土地が返されたということで、今回、地元にはいないことから、姉弟である受人に贈与というかたちで申請がされたようです。次に13番は、渡人は事業をされている方です。農家はまったくやったことがないということで、ここ2年位、土地の処分度々この総会で、3条の売買ということで何回も出ている方です。今回、地区内の受人に売買の申し込みをしたところ、買っていいよということで、合意がされたようです。次に15番と16番は、今回申請された土地の隣接にそれぞれの方が、受人渡人それぞれの方が土地を持っています、利便性を図るということで、交換しようということで、合意がされたようです。いずれも問題なく、許可相当と思われます。更なる審議を、皆様お願いいたします。以上です。

議長

6番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

7番、齊藤が6番と飛んで8ページの22番についてご報告いたします。

先月末に書類の確認と、その後、両者に電話で確認をしました。まず6番ですが、渡人が土地を処分したいとのことで贈与の案件です。受人は、保育園であり、園児に対する食育に役立てようと、農作物を作りたいと考えているそうです。次に22番についてですが、受人が所有している一区画の土地の真ん中に渡人が所有している土地がありまして、以前は農道として使われていたと思うのですが、そちらを作業の効率のために払い下げたいとのことです。通行できなくなることで他の人に迷惑になることもないようです。6番と22番、それぞれ許可相当と思われますが、更なる皆様のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

7番をお願いします。

秋山員宏
委員

10番、秋山が報告します。

先月の27日に書類審査をいたしまして、後日、受人渡人双方に電話で確認をいたしました。渡人ですが、相続した土地を持て余してしまっていて、受人に、受人と渡人は従姉弟なのですが、相談をしたところ、譲ってもらえるならということで話がまとまり、今回、所有権移転無償の案件となりました。書類に不備もなく許可相当とかと思われますが、皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

8番をお願いします。

関口均
委員

15 番、関口です。

8 番について発表いたします。先月 26 日に書類審査をし、後日、電話で双方に提出された書類に間違いのないことを確認いたしました。よって当案件は、許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

10 番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

9 番、國府田です。

2 月 26 日、書類審査の後、双方に電話確認いたしました。渡人の方は、何回電話をしても、留守電も入れたのですが、出ませんでした。以前も事務局に言いましたが、何回も言っていますが、申請をする方に気をつけていただけるように言っていただきたいと思います。受人の方は、筑西市の母の実家で野菜を作っているということで、ゆくゆくは、こちらに転居いたしまして野菜を作りたいということですので許可相当と思われま。更なる皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。以上です。

議長

11 番をお願いします。

瀬端洋
委員

23 番、瀬端がご報告申し上げます。

去る先月 26 日に書類審査を行いました。書類には不備はありませんでした。後日ですね、受人渡人双方の方に電話をしまして、確認をいたしました。渡人と受人は親子関係でありまして、渡人が贈与として子に土地を譲りたいということで、今回のこの案件になったということでもあります。以上のことよりですね、書類に不備もなく許可相当と思われま。更なる皆様方のご審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

17 番をお願いします。

飯泉孝
委員

4 番、飯泉です。

17 番と 18 番、それと 23 番を報告いたします。まず 17 番と 18 番ですが、受人の方が同一人のございまして、合わせて報告します。17 番、18 番の渡人は、今後この畑を管理していくのが難しくなったために手離すとのことのございしました。受人は、野菜作りをもう少し広げたいと、拡大したいということのございます。それと 23 番ですが、受人は、何度も総会に上がってきている大規模農家でありまして、規模拡大ということでもあります。渡人は農林振興公社でもあり、問題ないかと。以上 3 件とも許可相当かと思ひます。皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議長

19 番をお願いします。

高島敏男
委 員

21 番、高島です。

ナンバー19 とナンバー20 の報告をいたします。始めに 19 ですが、渡人が 80 歳と高齢で、今後もの順次、減らしていきたいという意向があったようです。また受人は、この渡人の近くに住んでいて、購入してくれないかと言われたので、今回、購入を承諾したということでした。それからナンバー20 の方ですが、渡人は相続でいただいたものらしいのですが、遠地のために耕作できずと言うことで、やはり先程のと同じように、受人が近いことから、家庭菜園をするという話があり、今までも借りていたのですが、今回購入してほしいと言われ、購入したと。ナンバー19 も 20 も、書類審査は先月いたしましたけれども、全く問題ありません。よって許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議の程、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

24 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

2 月 26 日に関城支所におきまして、書類審査を行いました。後日、受人と直接お会いする機会がありましたので、お話をお聞きしましたところ、今回、渡人が振興公社になっていますが、その前の地主の方が振興公社を通して売買していただきたいと申し出があったそうです。受人は地域の担い手でございますので、許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

25 番をお願いします。

大林富子
委 員

11 番、大林です。

25 番について報告します。先月 26 日に書類審査を行い、後日、渡人受人に電話にて確認しました。渡人は農業をしておらず、勤めているそうです。たまたま耕作していない畑を事業所が近くにある受人より貸してくれないかとの申し出があり、契約に至ったとのことでした。受人は、野菜などを作り、販売などをして規模拡大のためであり、内容に間違いのないとのことでした。書類にも不備もなく許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議の程、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

26 番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

26 番の調査結果をご報告いたします。備考にあるように、今も事業をしている所であります。事業継承に伴う許可申請でございます。書類にも不備もなく問題ないかと思っておりますので、皆様のご判断、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

(17 番 宮山繁治 委員 挙手)

議 長

宮山委員。

宮山繁治
委 員

17 番、宮山です。
23 番と 24 番の農林振興公社の面積は、いいのですか。これで。

事務局長

申し訳ありません。間違っています。

宮山繁治
委 員

経営面積ね。

事務局長

はい。23、24 番の経営面積が間違っています。

宮山繁治
委 員

やはり重要書類なので、お願いします。
後ですね。議案とは関係ないのですが、右端に受付番号ってありますよね。これって、どういう受付なのですか。単なる番号だと知らないと思うんですよ。二重に 49 番があるとか、マイナス 2 番というのものもあるし、やはりこれは、先程もいったようにね、書類上どうかと思うので、もし必要なければ入れないのがいいのかなと思います。

渡辺主任

すみません、渡辺です。受付番号に関しては、令和 5 年度に受け付けた順にこちらで番号を振ってしまっていて、その番号が載っているというかたちになります。49 番から 139 番と飛んでしまうのは、今月受け付けたものではなくて、ずっと保留で続いていたものなので、受付番号が若くなっているものになります。

宮山繁治
委 員

ただ、49 番が 2 つあるんですよ。マイナス 2 番というのものもあるので。38 ページ。マイナス 2 番というと、2 番がマイナスになるとは何だろうとか。やはりね、考えてしまいますので。パソコンの関係だとは思いますが、確認をもう少しお願いしたいと思います。

渡辺主任

はい、申し訳ございません。番号に関しては、3 条と 4 条と 5 条とそれぞれ振っていますので、二重になってしまう部分はあるかもしれないんですが、以後気をつけます。すみませんでした。

事務局長

すみません。農林振興公社の面積については、今調べていますので、分かりしだい発表させていただきます。申し訳ございません。

宮山繁治

はい、以上です。

委員

議長

他に、ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 68 号、受付番号 1 番と 3 番から 11 番及び、13 番から 20 番、22 番から 26 番を採決いたします。

議案第 68 号の受付番号 1 番については、原案どおり却下と取下げとし、3 番から 11 番及び、13 番から 20 番、22 番から 26 番については、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 68 号の受付番号 1 番については、却下と取下げ、3 番から 11 番及び、13 番から 20 番、22 番から 26 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 69 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任よりご説明申し上げます。

渡辺主任

それでは、議案書 10 ページをご覧ください。議案第 69 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：一本松字八幡台、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：909 m²、譲渡人又は貸主：筑西市西方、譲受人又は借主：広島県広島市西区楠木町、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、県立下館工業高校の北側約 700m、J A 水戸線玉戸駅の南東側約 1.7 k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

2 番、所有権移転有償、一本松字八幡台、畑、畑、909 m²、筑西市西方、東京都渋谷区恵比寿、太陽光発電設備。

申請地は、県立下館工業高校の北側約 700m、J A 水戸線玉戸駅の南東側約 1.7 k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

3番、所有権移転無償、寺上野字前田、畑、畑、487㎡、外1筆、合計2筆、合計面積：490.01㎡、筑西市寺上野、筑西市寺上野、自己住宅。

申請地は、市立上野小学校の北東側約600m、県道つくば真岡線の西側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在市内で両親と生活しておりますが、今後、家族が増えた事を考え手狭になることから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

4番、所有権移転有償、門井字坊ヶ島、畑、畑、489㎡、筑西市門井、筑西市新治、自己住宅。

申請地は、国道50号線の南東側約200m、市立協和中学校の北西側約300mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

5番、使用貸借権、井出蛭沢字小池田、畑、畑、223㎡、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、自己住宅。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約1.6km、国道50号線の北西側約1.9kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在実家にて生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、茂田字新山、山林、畑、471㎡、外1筆、合計2筆、合計面積490㎡、筑西市知行、筑西市岡芹、自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約200m、県西総合公園の南東側約400mに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、借家から退去の話があり今回、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

7番、賃貸借権、女方字南新田、山林、畑、2,859㎡の内1,242㎡、筑西市女方、筑西市女方、車両置場。

申請地は、県道結城下妻線の北側約500m、国道50号線の南側約1.2kmに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地付近で中古車販売業を営む法人です。今回、中古自動車需要の増加により既存の自動車置場が手狭になったことから、自社近くに自動車置場を設置すべく申請するものです。

8番、賃貸借権、辻字西原、畑、畑、4,613㎡の内16.20㎡、外1筆、合計2筆、合計面積4,685㎡の内28.20㎡、筑西市関本下、東京都中央区新川、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から3年間。

申請地は、関東鉄道常総線大田郷駅の南西側約2.1km、市立関城中学校の北西側約2.8kmに位置する農振農用地区域及び第1種農地です。申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。本申請は、パネル下部でサカキを栽培するという事で既に3年間の許可を得ておりますが、既存の許可期間が満了するため再度許可期間を延長するものです。以上です。

- 議長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。
- 高島敏男
委員 21番、高島です。
1番、2番、について説明いたします。まず太陽光に転用という申請なんです
が、昨年の12月26日、下館地区委員で事務局と現地確認を行っております。
その後、申請内容を再度確認のため、1月、2月と、どちらも保留となってし
まいました。現地は全体的に農地が連続していますので、先程、事務局から説
明がありましたが、第1種農地になると考えられます。ですから、第1種農地
に太陽光の転用は出来ないものですから、今回、不許可相当となると考えられ
ます。この後、事務局に更なる資料がありますので、事務局から更に説明をお
願いたします。よろしくお願いたします。
- 議長 3番をお願いします。
- 齊藤秀樹
委員 3番について、7番齊藤がご報告いたします。
先月末に書類の確認と現地の確認、その後、渡人受人に確認しました。3番
の案件は、親子間の贈与であります。実家の前に住宅を建設する申請で、こ
ちらの土地は、住宅地の外れにありまして、また他の農地に悪影響を及ぼすこ
とはないとのことだったのですが、こちら同行した委員さん方も許可相当と
のことでしたが、更なる皆様のご審議、よろしくお願いたします。
- 議長 4番をお願いします。
- 岩淵進
委員 6番の岩淵です。
4番の案件を報告します。先月27日、書類審査と現地確認を行いました。現
地は、住宅に囲まれた農地でした。後日、渡人受人双方に電話で申請内容の確
認を行いました。双方とも申請内容に間違いがないとのことでした。書類に不
備もなく許可相当と思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いたします。
以上です。
- 議長 5番をお願いします。
- 稲見
くに子
委員 8番、稲見です。
5番について報告します。2月27日、書類審査及び現地確認を行いました。
後日、受人渡人に電話確認を行いました。受人と渡人は親子です。現地は、
受人が家を建てるため、地祭りがしてあった隣でした。家に入る進入路とす
るそうです。親子での賃借なので、何ら問題ないかと思われませんが、皆様
方の更なるご審議をお願いたします。以上です。
- 議長 6番をお願いします。

高島敏男
委員

21 番、高島です。
ナンバー6の自己住宅ですが、渡人、受人共に電話で確認いたしました。受人の方は、やはり現在アパート住まいで、手狭というか、狭いので、今回求めることにしたそうです。先月の現地確認にも問題なく、また書類審査にも問題ありませんでした。許可相当と思われますが、更なるご審議の程、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

7番をお願いします。

関口均
委員

15番、関口です。
7番について発表いたします。先月26日に書類審査をし、その後、現地確認を行いました。現地は、通りの西側に受人の車両置場があって、その北側に地続きで東西に長い畑でありました。受人の話では置場が手狭になったので広げたということです。渡人、受人に電話で提出された書類に間違いのないことを確かめました。故に、当案件は許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。

議長

8番をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。
8番をご報告申し上げます。これは、3条の26番と同じ所でございます。事務局の説明とおおり、事業継承のための許可申請であります。許可相当かと思われます。皆様の判断をよろしくお願ひいたします。以上です。

事務局長

はい、すみません。先程、高島委員の方から報告がありました受付番号1番と2番について、詳細の説明の方を渡辺主任よりご説明申し上げます。

渡辺主任

これから、第5条の申請が出ております、申請番号1番、2番につきまして、報告ということで、ご説明させていただきます。お手元にお配りしてあります資料をご覧いただきたいと思ひます。別紙議案70号、申請番号1、2補足説明資料と書いてある資料になります。写真が載っているものです。位置図が書いてあるものです。

蓮沼俊男
委員

議案69号だよね。70号ではなくて。

渡辺主任

すみません、間違えました。申し訳ございません。それでは、説明させていただきます。申請番号1、2は申請地が隣地になりますので、まとめて説明させていただきます。申請地なのですが、先程ご説明いたしましたとおおり、下館工業高校の北側約700m、JR水戸線玉戸駅の南東側約1.7kmに位置する、と

いう農地でございます。別紙1枚をめぐっていただきまして、面積が書いてある資料があるのですが、こちらが申請地から連坦がとれる面積ということで、約112,377㎡、実際はもっと連坦してくのですが、10haを超えているということで、ここで一度区切らせていただいております。この資料にもあるとおり、申請地からは10ha以上農地の連続性が認められるということで、第1種農地であるというふうに判断をしております。申請代理人の方からは、申請地が第2種農地に該当するのではないかとのお申立てを受けておりますが、検討の結果、これらの基準には該当しないものと考えております。以下、順次ご説明させていただきます。更に次のページをめぐっていただきまして、審査表別紙と書いてあるものがございます。そちらの左上に農地区分と記載してありまして、そこから少し下にいただくと、第2種農地と記載されている部分があります。そちらをご覧ください。まず第2種農地の基準とそれに該当しない理由ということで、説明させていただきます。まず、相当数の街区を形成している区域内の農地であるという基準がございます。これに該当しない理由としましては、相当数の街区を形成しているという状態は、都市的利用を前提として道路などが計画的に網状に配置されていることによって、複数の街区が存在しているというような状態を指しております。今回の申請地は、都市的利用を目的として、道路等が計画的に区画されているという区域とは言えませんので、こちらの基準には該当しないものと考えております。つづきまして、鉄道の駅、県庁、市役所、から500m以内の農地であることという基準がございます。こちらに該当しない理由としましては、更にページをめぐっていただきまして、半径500mの施設状況図というものがあります。東と西が一部切れているんですけども、そちらにもそういった施設は存在しません。ですので、申請地半径500m以内には鉄道の駅も県の庁舎、市役所、これらが無いので、こちらの基準には該当していません。つづきまして、市街地に近接する区域内にある農地の区域でその規模が10ha未満であるもの。こちらに該当しない理由といたしましては、市街地に近接する区域、市街化区域から500m以内の区域、としております。申請地は市街化区域から500m以上離れております。加えて農地の10ha以上の規模となる、ということが認められますので、こちらの基準にも該当していません。つづきまして、少し下にいきまして、第3種農地と書いてある部分についてご説明させていただきます。まず、水道、下水道管の内、2種類が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共公益施設があるという基準がございます。まず申請地の500m以内に保育園と病院はあるのですが、申請地の沿道の道路に2種類以上の埋設されている道路がありませんので、この①の基準にも該当していません。つづきまして、300m以内に鉄道の駅、県庁、市役所等があることに該当しない理由としまして、先程第2種農地の時に述べたとおり、500m以内には鉄道の駅も県の庁舎、市役所も無いので、こちらの基準には該当いたしません。つづきまして、住宅若しくは事業に供する施設、または、公共施設、もしくは公益的施設が連たんしている区域内の農地であること。こちらに該当しない理由といたしましては、連坦している区域内の農地とは、これらの施設によって囲まれ

ている区域内で農地が点在している状況ということを指しております。申請地はその周囲を住宅地等に囲まれている状態ではなく、また農地も点在している状態ではないため、これらの基準に該当しないと考えております。つづきまして、街区の面積に占める区画地の面積の割合が40%を超えている街区内の農地であること。こちらの基準で言います街区とは、第2種農地の基準に該当する相当数の街区を形成している区域内の街区であることが必要とされております。申請地は第2種農地の基準には該当しないという区域でありますので、こちらの基準にも該当しません。念のため、道路に囲まれた区域内の区画地の面積の割合というものを計算しておりますが、40%は超えておりませんでした。つづきまして、都市計画法に規定する用途地域内の農地であること。該当しない理由といたしましては、申請地が用途地域内の農地ではないため、こちらの基準には該当いたしません。最後に都市区画整理事業の施行区域内の農地であるかと思いますが、こちらに該当しない理由としましては、申請地は都市区画整理事業が行われておりませんので、こちらの基準にも該当しないということになります。以上のことから、申請地は第1種農地であると判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。以上になります。

議 長

調査委員の報告と事務局からの説明は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

(15番 関口均 委員 挙手)

関口委員。

関口均
委 員

15番、関口です。
第1種農地の場合は、隣が宅地であって家が建っていても、できないということではよろしいですね。

議 長

事務局。

渡辺主任

太陽光ということでしょうか。

関口委員

はい。

渡辺主任

こちらの申請地は、できません。

関口委員

分かりました。

議 長

他にご質疑がありましたら、お願いします。

(13番 齊藤一弥 委員 挙手)

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

先程、渡辺さんから説明があった時に、申請人。申請人は、2種農地ではないのかというような説明があったのですが、なぜ2種農地なのかというお話、お聞きしましたか。

渡辺主任

私の方で聞いた話では、消極的な2種というものがございまして、先程説明したのが2種の説明になるのですが、農地区分を調べていくのに、まず3種農地であるか確認をします。そして次に2種農地であるか確認させていただきます。最後に1種農地であるか確認させていただきます。そのどれにも該当しない場合は、消極的2種というものになります。所謂、10haにいかない農地が主に消極的2種に該当していくこととなりますが、申請代理人さんは、その内容までは言っていなかったのですが、消極的な2種ではないのかという話をされましたので、説明させていただきました。

齊藤一弥
委 員

はい、ありがとうございました。

(17 番 宮山繁治 委員 挙手)

議 長

宮山委員。

宮山繁治
委 員

17 番、宮山です。

今、第3種農地の中で、教育施設、これが2つ以上、これは第3種だということ、これ、保育園も含めると3つあるじゃないですか。500m以内で。

渡辺主任

はい、すみません。3種農地の基準なのですが、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設がある場所で、申請地の側道の道路の中に水道、下水管、またガス管の内、2種類以上が埋没されている道路に面している、接している場合は、3種農地になるんですけど、教育施設等が2つ以上あっても配管が2種類以上埋まっていない場合は、3種農地には該当しません。

宮山繁治
委 員

はい、分かりました。大丈夫です。

議 長

他にご質疑がありましたら、お願いします。

(18 番 栗島菊雄 委員 挙手)

栗島委員。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。
今の説明を聞いている 5 条の 1 番、2 番は、不許可であることを審議するといふことでいいですか。

議 長

はい、そうですね。

栗島菊雄
委 員

はい、分かりました。

議 長

他にご質疑がありましたら、お願いします。
意見がないようですので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 69 号を採決いたします。

まずは、これまで 2 度保留としておりました受付番号 1 番と 2 番の案件ですが、審議の結果、不許可相当とし、30 a 以下の農地転用事案ですが、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 69 号の受付番号 1 番と 2 番は、申請された該当地の条件が許可案件に該当しないので不許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

つづきまして、議案第 69 号の受付番号 3 番から 8 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 69 号の受付番号 3 番から 8 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。

それでは議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明申し上げます。
議案書 13 ページをご覧ください。議案第 70 号、農地法第 5 条の規定による

許可後の事業計画変更申請について、令和6年3月11日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、権利：賃貸借権、所在：小栗字権現、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,352 m²の内 2.143 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 1,880 m²の内 2.723 m²、譲渡人又は貸主：筑西市小栗、外1名、譲受人又は借主：福岡県福岡市東区御島崎、転用事由：営農型太陽光発電設備。

申請地は、市立小栗小学校の北側約1.2km、県道つくば真岡線沿いに位置する、位置する広がりのある第1種農地です。本申請は、パネル下部で原木シイタケを栽培するというので既に許可を得ておりますが、パネルの配置が変更になったため申請するものです。なお、パネルの枚数、支柱の本数に変更はございません。以上になります。

議長

それではここで、東日本大震災追悼について。本日3月11日、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から13年を迎えました。この震災により犠牲となられた全ての方々に対し哀悼の意を表すべく、午後2時46分から1分間黙とうにご協力いただけますようお願いいたします。

黙とう。

午後2時46分

はい、ありがとうございます。

午後2時47分

早い復興をお願いしたいと思います。

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

秋山員宏
委員

10番、秋山が報告をいたします。

先程、事務局からもありましたとおり、1月の総会におきまして許可を受けた案件であります。今回、パネル数とですね、足場の変更はありません。設置場所の変更による申請でございます。許可相当かと思っておりますが、皆様の更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 70 号を採決いたします。

議案第 70 号は、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 70 号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 71 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

同じく渡辺主任よりご説明申し上げます。

議案書 15 ページをご覧ください。議案第 71 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：女方字南新田、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：567 m²、判定地目：宅地、現況：建物敷地、所有者：筑西市関本上。

申請地は、県道結城下妻線の北側約 300m、国道 50 号線の南側約 1.4 km に位置する土地です。平成 16 年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。

2 番、飯島字八十島、田、宅地、143 m²、宅地、住宅敷地、筑西市飯島。

申請地は、市立下館西中学校の東側約 70m、JR 水戸線玉戸駅の北側約 800m に位置する土地です。昭和 51 年には、農地ではないとして、家屋所在証明書を添付し証明願が出されております。

3 番、木戸字磯山、畑、宅地、615 m²、宅地、建物敷地、下妻市若柳丙。

申請地は国道 294 号線の西側約 500m、関東鉄道常総線黒子駅の南東側約 1.7 km に位置する土地です。平成 5 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします。

4 番、船玉字下宿、畑、宅地、9.01 m²、宅地、住宅敷地、筑西市船玉。

申請地は県道結城下妻線の南側約 100m、市立関城西小学校の北西側約 2.8 km に位置する土地です。平成 15 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

5 番、寺上野字白裕、畑、宅地、402 m²、宅地、建物敷地、筑西市寺上野。

申請地は市立上野小学校の東側約 600m、県道つくば真岡線の西側約 900m に位置する土地です。平成 15 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

6 番、松原字稻荷前、畑、宅地、1,697 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,749 m²、宅地、建物敷地、東京都北区田端。

申請地は市立村田小学校の南東側約 1.1 km、市立明野中学校線の北西側約 2.3 km に位置する土地です。平成 16 年には、農地ではないとして、課税証明

書を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

関口均
委 員

15 番、関口です。
先月 26 日に書類審査、現地確認を行いました。現地は、道路の西側で自宅がある南側の土地であり、南西側にちょっと古い小屋が建っていますが、すでに 20 年以上は過ぎていると思われます。ゆえに、非農地証明書の発行は可能かと思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9 番、國府田です。
26 日に書類審査の後、全員で現地を確認してきました。これは、家が建っていて、とても農地とは思われない状況であることを全員が確認しました。非農地証明の発行は可能かと思われます。よろしくをお願いいたします。

議 長

3 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。
やはり 2 月 26 日に書類審査を行いまして、現地を確認いたしました。この申請地は、私の住まいの近くにありまして、以前から状況は、確認しておりました。この場所ではですね、昔は、プレハブを 2 棟建てまして、電気工事業を営む方が事務所と資材置場として使っておりました。その方が 10 年以上前に亡くなりまして、その後、何の管理もされずに荒れ放題になっていた土地です。周囲の方々からも道路に面しているところの環境を良くしてほしいという話を以前から聞いておりました。現場の確認に行きましたところ、一部竹山を伐採して碎石がきれいに敷いてありましたが、とても機械が入れるような土地ではありませんので、非農地証明の発行に支障がないと判断しましたが、皆様の審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

栗島和子
委 員

3 番、栗島です。
4 番についてご報告いたします。先月の 26 日に書類審査を行いました。その後、事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員さんで、現地を確認してきました。申請地は、申請人の住まいの南側に面する場所です。20 年以上過ぎていることから、非農地証明の発行を可能と判断してきましたが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

7番、齊藤が5番と6番にて報告します。

先月末に書類の確認と現地の確認をしてまいりました。まず5番ですが、以前から資材置場として利用されていることが分かりました。先代から相続しただけなので、農地だとは考えていなかったようです。周囲は住宅もあり、東側と南側は山林状態で、農地としての利用は日当りの面から難しいと思われました。続いて6番ですが、工場として20年以上使用されていることが分かりました。以前もこの周辺で宅地の非農地証明が認められており、周囲には住宅もありました。5番、6番共に20年以上建物敷地として使われておりまして、同行した委員さんたちも許可相当とのことでしたが、更なる皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

議案第71号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第71号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第72号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、2番議席 柴委員、3番議席 栗島和子委員、10番議席 秋山委員、12番議席 赤城委員、13番議席 齊藤一弥委員、14番議席 宮崎委員、18番議席 栗島菊雄委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時56分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明を申し上げます。

議案書18ページをお願いします。議案第72号、農業経営基盤強化促進法等

の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和6年3月11日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。つづきまして、こちらの別紙①をお願いします。別紙①の2ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和6年4月1日となります。現況地目は田、畑です。始めに、新規分につきまして説明いたします。3年未満、筆数4筆、面積4,248㎡。3年以上6年未満、筆数133筆、面積214,963㎡。6年以上10年未満、筆数30筆、面積47,786㎡。10年以上、筆数254筆、面積456,479㎡。新規の合計は、筆数421筆、面積723,476㎡となっております。続きまして、更新分になります。3年未満、筆数16筆、面積14,217㎡。3年以上6年未満、筆数297筆、面積558,551㎡。6年以上10年未満、筆数70筆、面積84,354㎡。10年以上、筆数155筆、面積277,656㎡。更新の合計は、筆数538筆、面積934,778㎡となっております。詳細につきましては、3ページから41ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第72号を採決いたします。

議案第72号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画を決定することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第72号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画を決定することに、決しました。

ここで、2番議席 柴委員、3番議席 栗島和子委員、10番議席 秋山委員、12番議席 赤城委員、13番議席 齊藤一弥委員、14番議席 宮崎委員、18番議席 栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後3時05分 解除

次に、議案第73号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を上程いたします。

なお、12番議席 赤城委員、13番議席 齊藤一弥委員、14番議席 宮崎委員は

関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 3 時 06 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

同じく、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書の 19 ページをお願いします。議案第 73 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。先程の別紙①の 43 ページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 6 年 4 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。期間は 10 年以上のみとなりまして、筆数 191 筆、面積 289,162.99 m²となっております。こちらの詳細につきましては、44 ページから 49 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 73 号を採決いたします。

議案第 73 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 73 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、決しました。

ここで、12 番議席 赤城委員、13 番議席 齊藤一弥委員、14 番議席 宮崎委員、の除斥を解きます。

午後 3 時 09 分 解除

次に、議案第 74 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付に

ついて」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐、農政課伊澤主任よりご説明を申し上げます。

議案第 74 号、議案書の 20 ページをお願いします。筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。農政課 伊澤主任より説明いたします。

伊澤主任

農政課の伊澤と申します。よろしく願いいたします。それでは、私の方から議案第 74 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付についてということで、ご説明させていただきます。お手元の総会資料 23 ページから 24 ページの一覧表を基に説明させていただきます。また、必要に応じて、別紙に各申出内容の位置図等につきまして掲載してございますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。それでは上から順番にご説明させていただきます。

1 番、筑西市女方地内の事業計画者による伊讚美地内の田、499.91 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

2 番、筑西市甲地内の事業計画者による上平塚地内の山林、1,727 m²の内 397.49 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

3 番、筑西市上平塚地内の事業計画者による上平塚地内の畑、13,321 m²の内 2,733.18 m²での社会福祉施設拡張を目的とした除外申出となります。

4 番、筑西市高島地内の事業計画者による高島地内の畑、999 m²での資材置場を目的とした除外申出となります。

5 番、筑西市落合地内の事業計画者による落合地内の畑、6,900 m²の内 157.93 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

6 番、筑西市玉戸地内の事業計画者による玉戸地内の畑、2,680 m²での工場敷地拡張を目的とした除外申出となります。

7 番、筑西市花田地内の事業計画者による花田地内の畑、991.45 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

8 番、筑西市舟生地内の事業計画者による舟生地内の畑、4,399 m²での駐車場を目的とした除外申出となります。

9 番、千葉県野田市木間ヶ瀬地内の事業計画者による木戸地内の畑、2,128 m²での太陽光発電設備を目的とした除外申出となります。

10 番、筑西市藤ヶ谷地内の事業計画者による藤ヶ谷地内の畑、2,976 m²の内 1,342.59 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

11 番、筑西市田宿地内の事業計画者による田宿地内の畑、1,188 m²での車両置場を目的とした除外申出となります。

12 番、筑西市倉持地内の事業計画者による倉持地内の畑、2,198 m²での資材置場を目的とした除外申出となります。

13 番、筑西市中上野地内の事業計画者による中上野地内の畑、521 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区 6 件、関城地区 4 件、明野地区 3 件、合計 13 件の申出があり

まして、このうち、田 2,639.84 m²、畑 17,198.22 m²、山林 397.49 m²、合計 20,235.55 m²を農用地区域から除外する方向で検討しております。なお、本総会以前に茨城県及び土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませておりました、今回の農用地区域の変更（案）に対し、同意の見込みということで、意見をいただいておりますので、そちらを申し添えさせていただきます。私からの説明は、以上になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。

本日、午後 1 時 10 分より農政企画審議会を開催し、議案第 74 号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 74 号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 74 号を採決いたします。

議案第 74 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 74 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

それではここで、議案第 68 号でご質疑がありました農林振興公社の経営面積を報告いたします。

事務局長

申し訳ございません。それでは、議案第 68 号でございました、渡人の公益社団法人茨城県農林振興公社の経営面積でございますが、114,854 m²でございます。大変申し訳ございませんでした。

議 長

次に、日程第 4、報告第 60 号から第 65 号を、事務局より説明願います。

事務局長

それでは中澤課長よりご説明を申し上げます。

それでは、私からは報告第 60 号から報告第 65 号までを一括してご説明させていただきます。

初めに 24 ページをお開き願います。報告第 60 号、農地法第 3 条の規定による公売の許可報告について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 1 件でございます。こちらは公売による所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 26 ページをお願いいたします。報告第 61 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 5 件でございます。こちらは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 29 ページをお願いいたします。報告第 62 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 1 件でございます。こちらは市街化区域内における転用で、住宅敷地 1 件の届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 31 ページをお願いいたします。報告第 63 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 8 件でございます。こちらは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、診療所等、届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 34 ページをお願いいたします。報告第 64 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは合意解約の通知のありました件数、45 件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。

次に 47 ページをお願いいたします。報告第 65 号、非農地判断について、令和 6 年 3 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

非農地判断件数は、17 件でございます。現地調査等により、対象農地が森林等の様相を呈していることなどから農地に該当しない旨の専決処理判断を行ったものであります。説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 5 年度第 12 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年3月11日

議 長

署名委員

署名委員